



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年12月17日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) はるひ野五丁目戸建プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 荒川 正 横浜市西区北幸二丁目9番14号 相鉄不動産販売株式会社 代表取締役 鹿島 泰之
	指定開発行為の名称	(仮称) はるひ野五丁目戸建プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野五丁目10番1ほか
	指定開発行為の目的	住宅団地の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約16,451㎡ 計画人口(計画戸数)：256人(73戸) 土地利用計画 公共用地：約4,207㎡ 宅地：約12,244㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成21年6月 完了予定：平成24年8月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年12月17日(水)から 平成21年1月30日(金)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間 川崎市：午前8時30分から午後5時まで 多摩市：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室) 多摩市：多摩市役所(都市環境部みどり環境課)
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成21年1月30日(金) (郵送の場合は、平成21年1月30日消印有効) 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm